

「日本放送協会のインターネット活用業務実施基準の変更の認可申請の 取扱いに関する総務省の考え方」についての意見募集の結果

- 意見募集期間 : 令和6年11月8日(金)から同年12月2日(月)まで
- 提出意見件数 : 20件(放送事業者・団体:2件、個人:18件)
- 意見提出者 :
 - 放送事業者・団体 【2件】 (提出順)
一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会、株式会社テレビ東京ホールディングス

 - 個人 【18件】

「日本放送協会のインターネット活用業務実施基準の変更の認可申請の取扱いに関する総務省の考え方」に対して
提出された意見及びそれに対する総務省の考え方

意見概要 【意見提出者名】	意見に対する考え方	修正の有無
1) 有料インターネット活用業務勘定の繰越欠損金が解消したことに伴う変更等（令和7年4月1日施行）関係		
<p>・NHKの「インターネット活用業務実施基準」変更案は、改正放送法施行前の2025年度上半期の2号受信料財源業務の費用を「100億円を超えない」と規定している。これに対し、総務省は、「現行の実施基準と同水準であるため、引き続き、適切なものと認められる」との考えを示した。しかし、予算上限に対する費用の高止まりが指摘されており、現行と同水準であることをもって適切とする考え方には疑問を抱かざるをえない。2号業務の費用の大半を占める「理解増進情報」はなし崩しの業務拡大が指摘され、ネット業務の必須業務化に伴い見直されることになった経緯もある。上半期の予算としての妥当性についてNHKに説明を求めるべきだ。</p> <p>【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p> <p>●「NHKのインターネット活用業務」のガイドラインにおいて、「業務の実施に過大な費用を要するものではないこと」として、「受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること」と規定しました。</p> <p>●総務省においては、各費用の規模の適正性を審査するとともに、NHKが抑制的な運用を確実に実施するよう法制度面での支援をお願いします。</p> <p>【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>日本放送協会（以下「協会」という。）は、令和7年4月から放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号。以下「改正法」という。）の施行までの半年間について、令和6年度までの業務と同規模の実施となることを見込んでおり、この期間の2号受信料財源業務の上限額は100億円、3号受信料財源業務の上限額は5,000万円としています。また、改正法が施行する令和7年10月以降は、改正法の施行後に任意的配信業務として行われるサービスについて現行と同規模で実施することを想定し、1年間の業務について、2号受信料財源業務の上限額は10億円、3号受信料財源業務の上限額は1億円としており、適切なものと認められると考えています。</p> <p>なお、協会は、インターネット活用業務／任意的配信業務に係る費用明細表について、予算としては総務大臣に届け出る毎事業年度の実施計画、決算としては総務大臣に提出する毎事業年度の財務諸表において示すこととしています。</p>	無
<p>●また、「インターネット活用業務全体の実施に要する費用が、任意業務の趣旨に照らして適切な規模であること」と規定しましたが、この「適切な規模」の範囲は不明瞭で拡大解釈が可能です。受信料を財源に多額の費用をかけて業務を拡大し、市場の競争を歪めることがあってはなりません。</p>	<p>「NHKインターネット活用業務実施基準」において、インターネット活用業務に係る実施計画の策定、実施状況の評価に当たっては、学識経験者から構成される協会の会長の諮問機関である「インターネット活用業務審査・評価委員会」を設置し、公共性及び市場</p>	無

<p>【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの見解を求め、これを尊重することとされており、協会においては、本規定に基づき適切に業務を実施するものと考えております。</p>	
<p>2) 放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号）の施行に伴う変更（令和7年10月1日施行）関係</p>		
<p>・特殊な負担金である「受信料」を財源とするNHKと、購読料や広告収入等で運営する民間のメディアは財政基盤が異なる。考え方は「直ちに市場の競争を阻害する恐れは低い」としているが、強い違和感がある。両者には基本的には「公正な競争」は成り立ちえず、通常の独禁法・競争法的な評価はなじまないと考えるためだ。</p> <p>・変更案は「市場の競争」への影響などについて諮問機関に見解を求めるとしているが、総務省は、メディアの多元性への「影響」および多元性の「確保」についても重視していることを実施基準に盛り込むようNHKに求めるべきだ。番組関連情報を定める「業務規程」の検証ではメディアの多元性を重視する方針が示されている。任意的配信業務も同様にすべきである。</p> <p>【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p> <p>●「NHKの任意的配信業務」のガイドラインにおいて、「法第15条の目的達成に資すること」として、「市場の競争を阻害しないこと」と規定しました。</p> <p>●総務省は「直ちに市場の競争を阻害するおそれは低いものと認められる」との考えを示しましたが、NHKが当該規定を着実に遵守するための措置を講じるよう求めます。国民・視聴者にとって、情報の多様性を確保する観点から、競合する放送・新聞・通信など民間事業者との公正な競争を阻害せず、節度を持ち抑制的な運用をすることを期待します。</p> <p>【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>「NHKインターネット活用業務実施基準」の変更案において、任意的配信業務に係る実施計画の策定、実施状況の評価に当たっては、学識経験者から構成される協会の会長の諮問機関である「任意的配信業務に関する審査・評価委員会」を設置し、公共性及び市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの見解を求め、これを尊重することとされており、協会においては、本規定に基づき適切に業務を実施するものと考えております。</p>	<p>無</p>
<p>・放送法改正により、NHKのインターネット業務は「必要的配信業務」と「任意的配信業務」に分けられることになり、業務規程や実施基準などのルールも複雑化している。総務省は子会社業務も含めたネット業務の全体像をわか</p>	<p>協会は、今回の申請にあたっての「NHKインターネット活用業務実施基準の変更に対するご意見とNHKの考え方」において、「放送法改正後のインターネット業務」について、「適宜、全体像を示す</p>	<p>無</p>

<p>りやすく説明するようNHKに求めるべきだ。</p> <p>【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p>	<p>ように努めます。」としているところであり、インターネットを通じた放送番組等の配信業務についての必要な情報提供は協会において適切に実施されるものと考えております。</p>	
<p>・「3号受信料財源業務」は外部事業者を通じた「放送番組の編集上必要な資料」の配信が可能で、「放送番組の内容と密接な関連を有する」との要件がなく、必要的配信よりも幅広いコンテンツ展開が行われかねない。必要的配信の範囲を超えず、限定的に展開することを認可の条件とすべきだ。</p> <p>【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p>	<p>3号受信料財源業務において、放送番組の編集上必要な資料については、基本的に放送番組と合わせて提供されることが想定されていますが、災害時の情報提供等の緊急性や、視覚障害者向けの提供等の公益性の観点から必要と判断される場合には、放送番組とは別に提供される可能性もあることから、協会による「NHK任意的配信業務実施基準」の変更案のとおり規定されているものです。</p>	無
<p>・NHKは必要的配信や任意的配信と別の枠組みで、「周知広報」を附帯業務として展開すると説明している。拡大解釈につながらないよう実施基準でも明確に規定するよう求めるべきだ。</p> <p>【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p> <p>なお、「日本放送協会のインターネット活用業務実施基準」は、放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務についての実施基準を定めるものです。</p>	無
<p>○ 「考え方」について</p> <p>・7ページの1行「第8条」は「第8条まで」のほうがよい。</p> <p>・1ページの脚注1の「改正法による法の改正後」は「改正法による改正後の法」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。</p> <p>【個人1】</p>	<p>御意見を踏まえ、1ページ脚注1の「改正法による法の改正後」は「改正法による改正後の法」に、7ページ1行目の「第8条」は「第8条まで」に修正いたします。</p>	有
<p>○ 2号受信料財源業務に教育番組の配信が含まれていることは、NHKの教育番組が国民の教育を受ける権利の機会均等に役立っているという現状を踏まえると、良いことであり、歓迎する。</p> <p>他方、2号受信料財源業務に外国人向け国際放送および外国人向け協会国際衛星放送の放送番組の配信が含まれていることについては、外国人向け国際放送における重大な不祥事が今年発生したことを踏まえると、そもそもNHKが外国人向け国際放送および外国人向け協会国際衛星放送を引き続き実施することが妥当であるとは思えないし、仮に実施継続するとしても、それらの任意的配信に受信料が使われることは、視聴者として納得しがたいところがある。そのため、外国人向け国際放送および外国人向け協会国際衛星放</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p> <p>なお、本年8月に発生した協会のラジオ国際放送等に関する問題については、総務省は本年9月11日に行政指導を行い、協会に対して今後このような問題が再び発生することがないように、公共放送としての社会的責任を深く認識し、放送法及び番組基準などの遵守及びその徹底はもとより、再発防止策の徹底及びその遵守状況の公表を行うことを要請しています。</p>	無

<p>送の放送番組の配信は2号受信料財源業務ではなく、2号有料業務として行うべきである。</p> <p>その他の点に関しては総務省の考え方に賛同する。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>		
3) その他、協会の在り方全般に関する意見等		
<p>○ 協会の有料インターネット活用業務に関する御意見</p> <p style="text-align: right;">(個人3件)</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p> <p>なお、現行の受信料制度は、特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響が協会に及ばないようにし、現実に協会の放送を受信するか否かを問わず、受信設備を設置することにより協会の放送を受信することのできる環境にある方に広く公平に負担いただくものです。受信料は、公共放送である協会の運営を支えるために広く国民・視聴者に負担いただくものとして必要なものと考えます。</p> <p>また、協会の有料インターネット活用業務は、過去の様々な放送番組を特定の利用者がその興味関心に応じて選択して視聴するサービスであり、また、民間の類似サービスとの競争の観点から、その利用に係るコストを受信料で賄うのではなく、受益者である利用者にご負担をいただく有料サービスとして提供されていると承知しています。</p>	無
<p>○ 総務省からの「天下り」に関する御意見</p> <p style="text-align: right;">(個人7件)</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p> <p>一般論として、総務省は、国家公務員法に規定された再就職等規制を厳格に遵守しております。</p> <p>なお、放送番組は、放送事業者の自主自律によって編集されるべきものであると考えています。</p>	無
<p>○ 放送事業者の使用している周波数帯に関する御意見</p> <p style="text-align: right;">(個人2件)</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
<p>○ 協会の経営の見直しに関する御意見</p> <p style="text-align: right;">(個人1件)</p>	<p>放送事業者に対する御意見として承ります。</p>	無

<p>○ 協会のインターネットを通じた放送番組等の提供に関する御意見 (個人3件)</p>	<p>令和6年5月に成立した改正法は、近年、国民・視聴者の多くがインターネットを主な情報入手手段として利用しつつあるなど、放送をめぐる視聴環境が急速に変化していることを踏まえ、協会が放送に加えインターネットを通じて、国民全体が共有すべき基本的情報を提供することで、日本社会の多様な構成員の知る権利をデジタル時代に的確に対応した形で充足し、民間放送との二元体制の下、公共放送として、社会の構成員の相互理解・対話を促進し、安定的・持続的に公衆を形成する役割を果たすことを可能とするために、協会のインターネット活用業務を必須業務化するものです。</p>	<p>無</p>
---	---	----------

※いただいた御意見は要約等の整理をしているものがあります。